

# でんぷん用さつまいも作りの 制度が変わります

## 何が変わるの？

政策は変わりますが、農家手取りはほぼいっしょ!!

平成19年度から品目別経営安定対策が導入されます。

・これまでの最低生産者価格と対策費が廃止され、  
① でん粉の販売収入から分配される支払い(原料代)分 と  
② 国からの直接支払い分 に変わりますが、  
品目別経営安定対策の対象になればこれまでとほぼ同等額  
が支払われる予定です。

農家手取り

| 18年度まで     | 19年度から                 |
|------------|------------------------|
| 対策費        | ②国からの直接支払い             |
| 最低生産者価格    | ①原料代                   |
| 31,660円/トン | 31,662円/トン<br>(現在の試算値) |

品目別経営安定対策の対象になるには①～③の要件が必要です。

①でん粉用さつまいもを作っていて、次のア～ウのいずれかを満たすことが必要です。

ア. 認定農業者、特定農業団体等。  
イ. 受委託も含めて面積をある程度まとめること。  
(個人50a, 組織3.5ha) ※いろいろなケースがあります。  
ウ. 地域の担い手育成に向けた取組を行う組織を作り、参加  
すること。(例○○地区澱粉用さつまいも部会, ○○町澱粉用さつまいも部会)  
(3年間の特例です。)

3年間で受託組織等をつくるための検討を  
しましょう!!

②事前(18年秋～)にでん粉工場との契約が必要です。

(契約内容の例)  
・取引価格 ・作付け面積  
・出荷数量 など

18年秋～作付け前までにでん粉用さつまいもを  
作る意思表示をしましょう!!

③環境にやさしい農作業をしているかのチェックが必要です。

でん粉用さつまいもは、夏場の作物としてなくてはならない作物です。  
今後も引き続き、でん粉用さつまいもを作付けしましょう。

【問い合わせ先】

役場農林課 TEL 0996-86-1111 内線 2140